

⑨ 週間・月間運動のお知らせ

9 月 10 日～16 日は自殺予防週間です

問 社会福祉課(内線 153)

自殺対策を推進するためには、自殺について、誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発することが重要です。このため、毎年、9 月 10 日からの一週間を自殺予防週間として設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進することとされています。

「自殺予防週間」は、当該期間中に、自殺についての正しい知識を普及啓発することや、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対処方法等について国民の理解の促進を図ることを目的としています。

もしあなたが悩みを抱えていたら、あなたの周りに悩みのある人がいたら、ぜひ相談してください。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

茨城いのちの電話

24 時間受付 TEL 029-350-1000

※毎月 29 日～末日と不定期に月に数日は午後 10 時～翌日午前 8 時まで休止

いばらきこころのホットライン

相談専用ダイヤル TEL 029-244-0556(月～金曜日)

TEL 0120-236-556(土日)

午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時

※月曜～金曜：祝祭日および 12 月 29～1 月 3 日を除く毎日

※土・日曜日：12 月 29 日～1 月 3 日を除く毎日

9 月は「動物愛護月間」です

問 県生活衛生課 TEL 029-301-3418 市環境政策課(内線 126)

県では、動物の愛護および管理に関する法律第 4 条に規定されている、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めることを目的とした「動物愛護週間」を拡大し、さらなる各種事業の展開と動物の愛護の啓発の強化を図るため、9 月を「動物愛護月間」としています。

本市においても「笠間市動物の愛護及び管理に関する条例」により、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指しています。これを機会に、人と動物がともに幸せに暮らせる社会の実現を目指しましょう。



県ホームページ



市ホームページ

**部屋の中でも注意が必要です。水分補給や
エアコンを上手に使い熱中症を予防しましょう。**

